

くらしの鍵 No.1

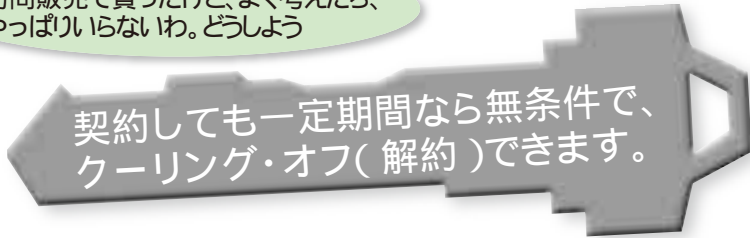
商品やサービスを購入する際の契約の問題、架空請求、パソコンや携帯電話のインターネットにおける情報利用料に関するトラブルなどが増え続けています。ここでは、暮らしに役立つ消費生活の基礎知識を紹介します。

困ったときは、早めに相談を

消費者苦情相談(市役所第1会議室)
毎週水曜日 10~12時



訪問販売で買ったけど、よく考えたら、やっぱりいらないわ。どうしよう



契約しても一定期間なら無条件で、クーリング・オフ(解約)できます。



クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘など特定の取引方法で商品などを購入した場合、後になっても一定の期間内であれば消費者が一方的に契約を解除できる制度です。

自分からお店に行ったり、電話やインターネットで申し込んだりした場合、通常はこの制度を利用できません。返品できるかどうかなどの条件をあらかじめ確認しておく必要があります。



クーリング・オフの期間

(例) 4/12 4/19 ← **8日間**
↑ 契約日・契約書面を受け取った日

契約書面を受け取った日を含めて

- ・訪問販売、電話勧誘販売、エステ・外国語会話教室など特定継続的役務提供 **8日間**
 - ・マルチ商法(連鎖販売取引)、内職・モニター商法(業務提供誘引販売取引) **20日間**
- クーリング・オフの通知を出すとき、郵便局の消印がこの期間内であれば有効です。



クーリング・オフの方法

電話ではなく、はがきなど文書でします。
(郵便局で簡易書留か配達記録)



送る前に、必ずはがきの両面のコピーをとって保管します。
クレジット払いの場合には、クレジット会社あてにも、もう1通出します。
受け取った商品は、業者の負担で引きとってもらえます。

おたずね / 広報情報課(TEL 21-8578)

解約の解除通知

契約日(申込み日) 平成 年 月 日
契約書面受領日 ××××××××
販売店名 ××××××××
商品名 ××××××××

右契約を解除申し込みを撤回しますので通知します。

住所 氏名 平成 年 月 日

はがき・うら

郵便はがき

□□□□□□

株式会社 ×××× 県 市 町
代表者 ××××
様

簡易書留 または 配達記録

はがき・おもて

広報いずも

毎月第2・4木曜日発行
発行日:平成19年(2007)4月12日
発行:出雲市

編集:広報情報課
〒693-8530 出雲市今市町109-1
TEL 0853 21-8578・FAX 0853 21-6509
Mail: kouhou@city.izumo.shimane.jp

出雲市のホームページ

<http://www.city.izumo.shimane.jp/>

市政や広報へのご意見・ご質問は
広報情報課または各支所の地域振興課へ

平田支所 TEL 63-3111 湖陵支所 TEL 43-1212
佐田支所 TEL 84-0111 大社支所 TEL 53-4444
多伎支所 TEL 86-3111

5月1日(火)は
介護保険料第1期の
納期限です。

期限までに忘れず納めましょう

市民税課(TEL21-6703)



この広報紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。



この広報紙は環境に優しい大豆インクを使用しています。